

VIII その他の状況

大学との連携

○農業技術センターと岐阜大学応用生物科学部との教育研究交流

県農業技術センターと岐阜大学応用生物科学部は、保有する知的、人的、物的資源を相互活用し、農業分野の教育研究の充実と人材育成に寄与するため、令和2年3月24日「教育研究交流に関する覚書」を締結し、教育研究の連携協力を進めています。

具体的には、県研究員のスキルアップや大学の設備等利用による研究体制の強化とともに、地域に貢献する人材の育成に向けた実践的な教育・研究活動の充実を図ります。

<連携協力事項>

- ・県研究員による学生への講義や実習の受入れ
研究成果など地域農業技術に関する講義、実習受入れ
- ・大学教員による県研究課題への助言等
研究課題に関する個別相談、分析機器の利用等
- ・共同研究の実施
亜熱帯果樹（アボカド）の耐寒性付与や栽培方法に関する研究 など

○家畜衛生に係る岐阜大学との連携

県と岐阜大学は平成26年3月20日「家畜衛生に係る教育及び防疫等の連携に関する協定」を締結し、家畜衛生に関する教育及び地域の家畜防疫体制等を促進・強化しています。

<家畜衛生の教育>

- ・家畜衛生インターンシップ実習（8～9月）
10名程度の学生を受け入れ、病性鑑定実習や現場実習の充実
- ・高校生向け産業動物獣医師に関するガイダンス（8月）
- ・獣医学生、獣医師向け家畜衛生講演会（6月）
- ・家畜衛生関係法規等の講義（7月）

<家畜疾病等の学術研究>

- ・牛白血病の新たな診断法確立研究（通年）
- ・病性鑑定に係る技術検討会の開催（通年）
- ・家保職員と岐阜大学教員による病性鑑定に関する検討及び情報交換（通年）
家保職員が大学の最新の検査技術を習得（病原体の遺伝子解析法など）
- ・家畜保健衛生所業績発表会の共同開催（12月）
大学からの発表参加
- ・岐阜大学が行う家畜疾病等の学術研究への協力（通年）
大学が実施する学術研究の材料採取に協力し、結果を農家に還元・指導

<家畜の防疫・保健衛生対策>

- ・悪性伝染病発生に備えた防疫体制強化（6～8月）
大学附属農場を活用した実践的な防疫演習
- ・農場HACCP認証取得に向けた取組（通年）
県内農場への農場HACCP普及推進に向けて、大学附属農場をモデル農場とするための認証取得の指導協力
- ・飛騨牛飼育管理向上に関する調査（通年）
肝蛭の感染状況調査による農家への飼養衛生管理指導

農業制度資金

○農業制度資金の貸付決定等実績は40億5,185万円

平成30年度における農業制度資金の貸付決定等実績は40億5,185万円で、前年度の38億5,213万円に比べ105%となりました。

主なものとして農業経営基盤強化資金に23億3,312万円（対前年度比77%）、農業企業化資金に3億2,713万円（対前年度比143%）、青年等就農資金に3億1,320万円（対前年度比107%）の実績となりました。

・農業制度資金の貸付決定等実績

（金額単位：千円）

資金種類	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
農業企業化資金	12	241,500	5	228,700	9	327,130
農業経営改善促進資金（スーパーS資金）	5	29,980	5	25,980	6	41,120
農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）	76	2,733,504	76	3,043,283	89	2,333,115
青年等就農資金	34	165,339	63	293,990	64	313,204
経営体育成強化資金（H29～）			10	44,646	4	120,426
新規経営体育成資金（H29～）			9	9,930	2	28,980
その他の農業制度資金	14	499,849	8	205,607	30	887,877
計	141	3,670,172	176	3,852,136	204	4,051,852

※その他の農業制度資金は、農業基盤整備資金、担い手育成農地集積資金、農林漁業施設資金、農業漁業セーフティネット資金（農業）、中山間地域活性化資金、特定農産加工資金の合計

・農業制度資金の概要

農業制度資金は、農業者等が新たな栽培方式の導入や経営規模の拡大などにより、農業経営の改善を図るため必要とする資金を、県などの支援により低利（一部は無利子）で融通する資金です。

・農業制度資金の種類

1. 経営改善のための一般的な資金

農業企業化資金	農協等民間金融機関が融資する一般的な長期資金（機械、施設など） ※農業企業化資金は農業近代化資金と農業企業化特融資金の総称です。 金 利……0.16～0.20%（令和2年1月21日現在） 限 度 額……近代化：個人 1,800万円、法人等 2億円 特 融：資金により異なる
農業経営改善促進資金 (スーパーS資金)	農協等民間金融機関が融資する短期運転資金（種苗、肥料、農薬など） 金 利……1.50%（令和2年1月21日現在） 限 度 額……個人 500万円、法人 2,000万円（畜産・施設園芸は左の金額の4倍）
農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	農協等民間金融機関では対応が十分出来ない場合に日本政策金融公庫が融資する長期資金（農地、機械、施設、長期運転資金等） 金 利……0.16～0.20%（令和2年1月21日現在） 限 度 額……個人 3億円、法人 10億円

2. 新たに農業を始めるために必要な資金

青年等就農資金	日本政策金融公庫が融資する新規就農希望者を支援する資金 金 利……無利子 限 度 額……3,700万円（特認1億円）
経営体育成強化資金 (平成29年度～)	日本政策金融公庫が融資する認定新規就農者・農業参入法人を支援する資金 金 利……無利子（県が利子助成） 限 度 額……1億5,000万円（融資率80%）
新規経営体育成資金 (平成29年度～)	農協が経営体育成強化資金を借りた農業者等に融資残20%を融資する資金 金 利……無利子（県が利子補給） 限 度 額……3,750万円

※借入時の金利は変動しますので、最新の金利は金融機関へお問い合わせください。

農業保険

○農業共済事業の仕組み

この制度は、農家の自主的な相互扶助を基本とし、国の強力な援助のもとに農業者が不慮の事故によって受けことのある損失を補てんし、農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的としており、農業共済組合等により実施され、一般に「農業共済」と呼ばれています。

農業災害が甚大となった場合に確実で十分な補償を行うことができるよう、農業共済組合等は共済責任の一部を国が行う「再保険」に付すことによって、全国的な危険分散を図るしくみとしています（下図参照）。なお、県内の農業共済組合等は、令和2年4月1日に県内全域を対象とする1県1組合体制（名称：岐阜県農業共済組合）となる予定です。

○農業経営収入保険事業の創設

平成30年4月1日から、従来の農業共済事業に加え、農業者の農業収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するための農業経営収入保険事業が創設されました。

○収入保険制度の仕組み

対象者：青色申告を行い、経営管理を適切に行っている農業者（個人・法人）

対象収入：農業者が自ら生産している農産物の販売収入全体

対象要因：自然災害に加え、価格下落など農業者の経営努力では避けられない「収入の減少」が対象

補償内容：基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の最大9割を補償

○岐阜県で実施している共済事業は6種類

県内では、農作物共済（水稻・麦）、家畜共済（牛・馬・豚）、果樹共済（りんご・なし・もも・かき）、畑作物共済（大豆・蚕繭）、園芸施設共済、任意共済（建物・農機具）の6種類の共済事業が実施されています。

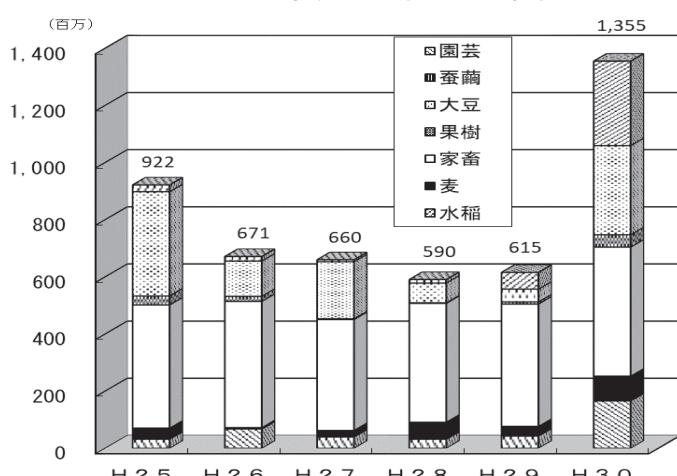
○共済金額（最高補償額）の総額は349億6千万円（任意共済を除く）

平成30年度（産）の共済金額（最高補償額）の合計は、農作物：153億6,120万円、家畜：118億591万円、果樹：4億2,827万円、畑作物：7億6,669万円、園芸施設：66億473万円となっています。共済金額の対前年度比は、農作物105%、家畜103%、果樹94%、畑作物91%、園芸施設117%となっています。

○農家負担共済掛金は4億983万円、支払共済金は13億5,481万円（任意共済を除く）

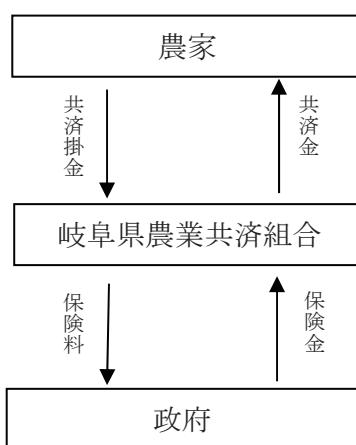
平成30年度は、7月の豪雨被害、9月の台風21号による被害で、農作物、畑作物及び園芸施設において大きな農業被害が発生し、共済金の支払額は前年度を上回りました。

共済金支払実績の推移（岐阜県）



岐阜県農業共済統計年報より

農業共済制度の仕組み



農業災害

○農畜水産業被害金額は 7,487 万円（令和 2 年 2 月 7 日現在）

令和元年度は、8 月中旬の台風 10 号、下旬の前線に伴う大雨（九州豪雨）、9 月上旬の台風 15 号、9 月下旬の台風 17 号、10 月中旬の台風 19 号と多くの台風が日本へ上陸し、九州地方や千葉県、長野県などが記録的な大雨と強風により甚大な被害に見舞われました。

県内では、特に台風 19 号の大暴雨により、中濃、飛騨地域でパイプハウスの破損などの被害が発生しました。

岐阜地方気象台の発表によると、2019 年の年平均気温が岐阜で 17°C、日最高気温 25°C 以上の夏日の年間日数が 153 日、また初霜が 12 月 18 日と遅く観測されるなど、いずれも 1883 年の観測開始以来の第 1 位となる猛暑、暖冬となりました。

単位：千円

発生時期	災害名	農作物等					生産施設	家畜・畜産施設	水産物・水産施設	その他（倉庫等）	計	被害地域
		水陸稲	穀物、イモ、豆類	野菜	果樹・樹体	その他						
4月10日	降雪						6,330				6,330	郡上、飛騨
8月15～16日	台風10号	1			80		452				533	岐阜、中濃、東農、飛騨
9月4～5日	大雨			880							880	西濃
10月12～13日	台風19号			656	387		59,001	5,733		1,350	67,127	県下全域
R元年度 合 計	4件	1	0	1,536	467	0	65,783	5,733	0	1,350	74,870	

H30年度	6件	27,504	19,251	955,486	314,536	61,013	1,144,709	116,291	24,189	97,130	2,760,109	
H29年度	8件	3,207	7,749	9,363	10,178	4,083	72,730	4,351	0	3,251	114,912	
H28年度	4件	85	0	1,054	1,834	3,729	46,033	10,800	0	2,000	65,535	
H27年度	3件	0	0	349	9	0	2,781	0	0	0	3,139	
H26年度	7件	6,981	2,024	85,403	198,691	1,559	108,429	40,029	1,369	1,179	445,664	
H25年度	6件	479	70	10,458	662	3,000	89,146	5,970	-		109,785	

県農政課調べ

○農地・農業用施設等被害金額は 2 億 5,915 万円（令和 2 年 2 月 7 日現在）

農地・施設被害は 8 回発生し、とりわけ 8 月中旬の台風 10 号の影響により、中濃や東農地域において水田の流出や水路の損壊等の被害が発生しました。

単位：千円

主な発生年月日	災害名	農業関係被害			被害地域
		農地	農業用施設	計	
令和元年 6 月 29 日から 30 日	豪雨災害	3,350	22,000	25,350	郡上、恵那地域
令和元年 7 月 3 日から 4 日	梅雨前線豪雨災害	9,000	0	9,000	飛騨地域
令和元年 7 月 18 日から 19 日	梅雨前線豪雨災害	7,000	31,000	38,000	可茂、恵那地域
令和元年 8 月 3 日	豪雨災害	500	4,500	5,000	飛騨地域
令和元年 8 月 15 日から 16 日	台風 10 号豪雨災害	48,500	58,600	107,100	岐阜、揖斐、郡上、可茂、東濃地域
令和元年 8 月 22 日から 23 日	豪雨災害	3,000	7,000	10,000	恵那地域
令和元年 9 月 5 日	落雷災害	0	54,700	54,700	西濃地域
令和元年 10 月 24 日から 25 日	豪雨災害	5,000	5,000	10,000	可茂、東濃地域

県農地整備調べ

8 月 15 日から 16 日の台風 10 号豪雨、10 月 24 日から 25 日発生の豪雨災害は激甚災害に指定されました。

農業団体等

○農業委員会

農業委員会は、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、農業経営基盤強化促進法に基づき、優良農地の確保、認定農業者等多様な扱い手の育成確保などを行うほか、農地利用の最適化（①扱い手への農地利用の集積・集約化、②耕作放棄地の発生防止・解消、③新規参入の促進）を推進する地域農業に欠かせない組織です。

県内全42市町村に置かれ、令和元年11月30日現在の農業委員及び農地利用最適化推進委員の数は、1,116人（定数1,116人）です。また、岐阜県知事から「農業委員会ネットワーク機構」の指定を受けている（一社）岐阜県農業会議は、農業委員会会長・市町村長・農業団体等を会員として構成されています。

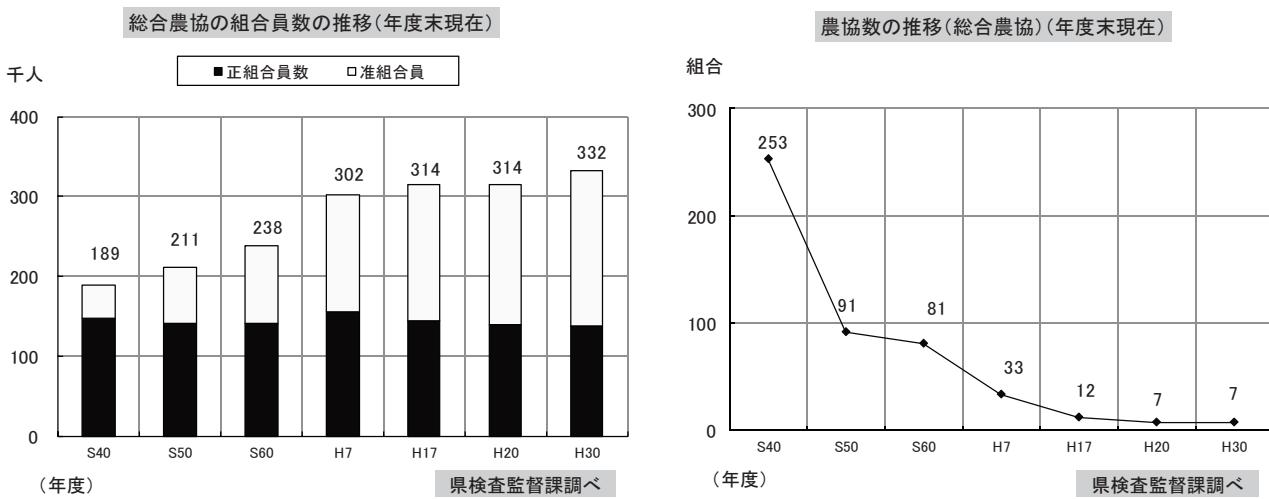
○農業協同組合等

農業協同組合は、農産物の集荷・販売、農業生産資材の斡旋・共同購入、営農指導、経営指導、生産施設の整備、金融・共済事業など多岐に渡る事業を実施しており、農業者の経営向上や地域農業の振興に大きな役割を果たしています。

また、農事組合法人は、農業生産についての協業を図ることにより、組合員の共同の利益を増進することを目的として、農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業、農業の経営等を行っています。

平成30年度末現在の農業協同組合等の数は、農業協同組合中央会1、信用農業協同組合連合会1、厚生農業協同組合連合会1、総合農業協同組合7、専門農業協同組合連合会4、専門農業協同組合8、農事組合法人258となっています。

平成30年度末現在の総合農協の組合員数は、33万2,008人（正組合員13万8,087人、准組合員19万3,921人）で、前年度末に比べ57人増加（正組合員900人増加）しました。



○農業共済組合

農業共済組合は、農業保険法に基づき、農業者が災害・不慮の事故で受けた損失を補てんするという農業災害対策の基幹的な役割を担っています。

平成31年3月末現在の農業共済団体数は、農業共済組合連合会1、農業共済組合等（事務組合を含む）5ですが、令和2年度に県内で1つの組合となります。